

東許第19010号
令和元年11月29日

原子力規制委員会 殿

神奈川県横浜市鶴見区鶴見中央四丁目33番5号
原子燃料工業株式会社
代表取締役社長 北川 健一

核燃料物質の加工施設に関する施設定期検査申請書に係る変更の届出書

核燃料物質の加工の事業に関する規則第3条の16第2項の規定に基づき、平成26年9月11日付け東許第629号をもって申請をした核燃料物質の加工施設に関する施設定期検査申請書のうち、別紙第3項の記載を一部変更したので、下記のとおり届け出いたします。

記

1. 変更内容

- 1) 「3. 検査を受けようとする事項及び期日」のうち検査を受けようとする事項について、検査の項目及び対象を示す表を別添のとおり変更する。
- 2) 「3. 検査を受けようとする事項及び期日」のうち検査を受けようとする期日について、検査受検期間を示す別表を別添のとおり変更する。

2. 変更の理由

- 1) 検査を受けようとする事項について、「第1種管理区域の負圧確認検査」の検査内容を見直す。
- 2) 検査を受けようとする期日について、令和元年度の検査受検期間(予定)を追記する。

別 添

(変更前)

1. 第15回施設定期検査の項目及び対象

検査の項目	検査の対象
自動火災報知設備の警報作動検査	非常用設備
可燃性ガス漏えい検知警報の作動検査	非常用設備
負圧警報の作動検査	廃棄施設
放射性液体廃棄物施設の液面高検知警報の作動検査	廃棄施設
焼結炉の冷却水圧力警報の作動検査	加工設備本体
非常用発電機・無停電装置の作動検査	非常用設備
気体廃棄設備の処理能力検査	廃棄施設
液体廃棄設備の処理能力検査	廃棄施設
γ線エリアモニタの警報作動検査	放射線管理施設
排気／リサイクル系統用ダストモニタの警報作動検査	放射線管理施設
過加熱防止機構の作動検査	加工設備本体、廃棄施設
窒素ガス自動供給装置の作動検査	加工設備本体
搬送設備の停電時保持能力の検査	加工設備本体、貯蔵施設
濾過装置の性能確認検査	廃棄施設
第1種管理区域の負圧確認検査 ^{※1}	廃棄施設
設備内風速の確認検査	加工設備本体、貯蔵施設、廃棄施設、放射線管理施設、核燃料物質の検査設備及び計量設備
送排風機の起動停止シーケンスの作動検査	廃棄施設
臨界防止インターロックの作動検査	加工設備本体

※1 建物の健全性確認に関する検査も行う。

2. 検査を受けようとする期日

別表参照

検査の対象	検査を受けようとする期日				
	施設定期検査期間：平成26年10月頃 ～ 未定				
・加工設備本体 ・貯蔵施設 ・廃棄施設 ・放射線管理施設 ・非常用設備 ・核燃料物質の検査設備及び計量設備	第15回（平成26年度） 検査受検期間	第15回（平成27年度） 検査受検期間	第15回（平成28年度） 検査受検期間	第15回（平成29年度） 検査受検期間	第15回（平成30年度） 検査受検期間（予定）
	平成26年12月9日 ～	平成27年12月9日 ～	平成28年12月12日 ～	平成30年3月12日 ～	平成31年3月1日 ～
	平成26年12月19日	平成28年2月29日 ^{※1}	平成29年1月24日 ^{※2}	平成30年3月27日	平成31年4月26日 ^{※3}

※1 平成27年12月16日の放射線管理施設のγ線エリアモニタの警報作動検査において、一部のエリアモニタの指示モジュールに代替機が使用されていたため、検査を中断した。当該設備に対する不適合の原因究明及び是正処置を行った後に、施設定期検査を再開した。

※2 平成28年12月16日の非常用設備の非常用発電機・無停電装置の作動検査において、一部のディーゼル式発電機について、不適合に対する是正処置が完了していないため、検査を中断した。当該設備及び当該事象に対する不適合の原因究明及び是正処置を行った後に、施設定期検査を再開した。

※3 下記施設定期検査の項目の対象設備は、平成31年度の使用予定はなく、現在も設備停止中であるため、平成30年度の検査を受検できる状態ではない。

- ・可燃性ガス漏えい検知警報の作動検査
- ・焼結炉の冷却水圧力警報の作動検査
- ・窒素ガス自動供給装置の作動検査

別 添

(変更後)

1. 第15回施設定期検査の項目及び対象

検査の項目	検査の対象
自動火災報知設備の警報作動検査	非常用設備
可燃性ガス漏えい検知警報の作動検査	非常用設備
負圧警報の作動検査	廃棄施設
放射性液体廃棄物施設の液面高検知警報の作動検査	廃棄施設
焼結炉の冷却水圧力警報の作動検査	加工設備本体
非常用発電機・無停電装置の作動検査	非常用設備
気体廃棄設備の処理能力検査	廃棄施設
液体廃棄設備の処理能力検査	廃棄施設
γ線エリアモニタの警報作動検査	放射線管理施設
排気／リサイクル系統用ダストモニタの警報作動検査	放射線管理施設
過加熱防止機構の作動検査	加工設備本体、廃棄施設
窒素ガス自動供給装置の作動検査	加工設備本体
搬送設備の停電時保持能力の検査	加工設備本体、貯蔵施設
濾過装置の性能確認検査	廃棄施設
第1種管理区域の負圧確認検査	廃棄施設
設備内風速の確認検査	加工設備本体、貯蔵施設、廃棄施設、放射線管理施設、核燃料物質の検査設備及び計量設備
送排風機の起動停止シーケンスの作動検査	廃棄施設
臨界防止インターロックの作動検査	加工設備本体

2. 検査を受けようとする期日

別表参照

検査の対象	検査を受けようとする期日					
	施設定期検査期間：平成26年10月頃 ～ 未定					
<ul style="list-style-type: none"> ・加工設備本体 ・貯蔵施設 ・廃棄施設 ・放射線管理施設 ・非常用設備 ・核燃料物質の検査設備及び計量設備 	第15回（平成26年度）検査受検期間 平成26年12月9日 ～ 平成26年12月19日	第15回（平成27年度）検査受検期間 平成27年12月9日 ～ 平成28年2月29日	第15回（平成28年度）検査受検期間 平成28年12月12日 ～ 平成29年1月24日	第15回（平成29年度）検査受検期間 平成30年3月12日 ～ 平成30年3月27日	第15回（平成30年度）検査受検期間 平成31年3月25日 ～ 平成31年4月26日	第15回（令和元年度）検査受検期間 （予定） 令和2年1月23日 ～ 令和2年2月28日※4

※1 平成27年12月16日の放射線管理施設のγ線エリアモニタの警報作動検査において、一部のエリアモニタの指示モジュールに代替機が使用されていたため、検査を中断した。当該設備に対する不適合の原因究明及び是正処置を行った後に、施設定期検査を再開した。

※2 平成28年12月16日の非常用設備の非常用発電機・無停電装置の作動検査において、一部のディーゼル式発電機について、不適合に対する是正処置が完了していないため、検査を中断した。当該設備及び当該事象に対する不適合の原因究明及び是正処置を行った後に、施設定期検査を再開した。

※3 下記施設定期検査の項目の対象設備は、平成31年度の使用予定はなく、現在も設備停止中であるため、平成30年度の検査を受検できる状態ではない。

- ・可燃性ガス漏えい検知警報の作動検査
- ・焼結炉の冷却水圧力警報の作動検査
- ・窒素ガス自動供給装置の作動検査

※4 下記施設定期検査の項目の対象設備は、令和2年度の使用予定はなく、現在も設備停止中であるため、令和元年度の検査を受検できる状態ではない。

- ・可燃性ガス漏えい検知警報の作動検査
- ・焼結炉の冷却水圧力警報の作動検査
- ・窒素ガス自動供給装置の作動検査